

第 5 次 高知県食の安全・安心推進計画

令和 9 年〇月

高 知 県

目 次

第 1 章 新計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨.....●
- 2 計画の位置づけ.....●
- 3 計画の期間.....●
- 4 計画の進行管理.....●

第 2 章 食の安全・安心をめぐる課題

- 1 第 3 次計画の達成状況.....●
- 2 食の安心をめぐる課題.....●

第 3 章 計画の概要

- 1 基本的な考え方.....●
- 2 食の安全・安心推進体制●
- 3 計画を推進するための関係者の責務と役割.....●
- 4 第 4 次計画における重点取組.....●
- 5 体系図.....●

第 4 章 食の安全・安心確保のための取組

- 1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保
 - (1) 生産段階における安全・安心の確保
 - ① 安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給.....●
 - ② 安全・安心な畜産物の生産及び供給.....●
 - ③ 安全・安心な水産物の生産及び供給.....●
 - ④ 生産出荷段階における農畜水産物の検査.....●
 - (2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保
 - ① 「HACCP に沿った衛生管理」の推進.....●
 - ② 食品営業者及び製造施設等に対する取組.....●
 - ③ 食中毒予防.....●
 - ④ 食品安全対策に係る DX の推進.....●
 - ⑤ 流通食品の検査.....●
 - (3) 消費段階における安全・安心の確保.....●
 - (4) 県民からの相談等による立入調査等.....●
 - (5) 認証制度の推進.....●
 - (6) 調査研究等の推進.....●
- 2 食品に関する正確な情報の提供
 - (1) 適正な食品表示の確保
 - ① 食品表示の監視指導.....●
 - ② 食品表示に関する普及啓発.....●
 - (2) 食品等のリコール情報の届出制度の周知及び運用.....●
 - (3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供.....●
- 3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立
 - (1) 危機管理体制の強化.....●
 - (2) 食育の推進.....●
 - (3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物の PR 及び支援.....●
 - (4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解.....●
 - (5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働.....●

- 参考資料.....●
- 相談窓口.....●

第1章 新計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

県では、食は生命の根源であり、その安全・安心が確保されることは、県民の健康を守るうえで最も重要であるとの認識から、その法制的な枠組みとして「高知県食の安全・安心推進条例」（以下「条例」という。）を平成17年10月に制定し、食の安全・安心の確保に関する施策推進の基本理念等を定めました。

条例に基づき、「高知県食の安全・安心推進計画」（第1次：平成19年度～平成23年度、第2次：平成24年度～平成28年度、第3次：平成29年度～令和3年度、**第4次：令和4年度～令和8年度**）を策定し、食に関わるすべての関係者が連携・協働し、生産から流通・消費に至る一貫した食品の安全性の確保を推進することにより、県民が、健康で安全な食生活を営み、さらに誰もが安心して食生活を送ることができるよう総合的かつ計画的に取り組んできました。

一方で、平成30年の食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正により、HACCPに沿った衛生管理の制度化や、食品等のリコール情報の報告制度の新設などの制度改正が行われ、食品関連事業者や消費者を取り巻く環境が大きく変化しました。また、ノロウイルスや**カンピロバクター属菌**による広域的な食中毒事件の発生や**健康食品による健康被害の発生**など、食の安全・安心を脅かす事案が依然として後を絶たず、県民の食の安全性に対する不安が解消されたとはいえない状況にあります。

このため、「**第4次高知県食の安全・安心推進計画**」（以下「**第4次計画**」という。）の取組で得た成果や課題を踏まえ、新しく「**第5次高知県食の安全・安心推進計画**」（以下「**第5次計画**」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、条例第7条の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び方向、内容について定めるもので、食品安全基本法第7条に則るものです。

なお、計画を定めるに当たっては、県民からの意見を反映させるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について調査審議するため、知事の附属機関として消費者、生産者・事業者、学識経験者で組織された「高知県食の安全・安心推進審議会」の意見を伺って策定しました。

3 計画の期間

第5次計画の期間は、令和**9**年度から令和**13**年度までの5年間とします。ただし、食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化などにより、計画の変更が必要になった場合は必要に応じて見直しを行います。

4 計画の進行管理

この計画の推進に当たっては、高知県食の安全・安心推進審議会において、意見をいただきながら取組や目標の達成状況などについて進行管理を行います。

また、進行管理状況については、県のホームページ等で公表していきます。

第2章 食の安全・安心をめぐる課題

1 第4次計画の達成状況

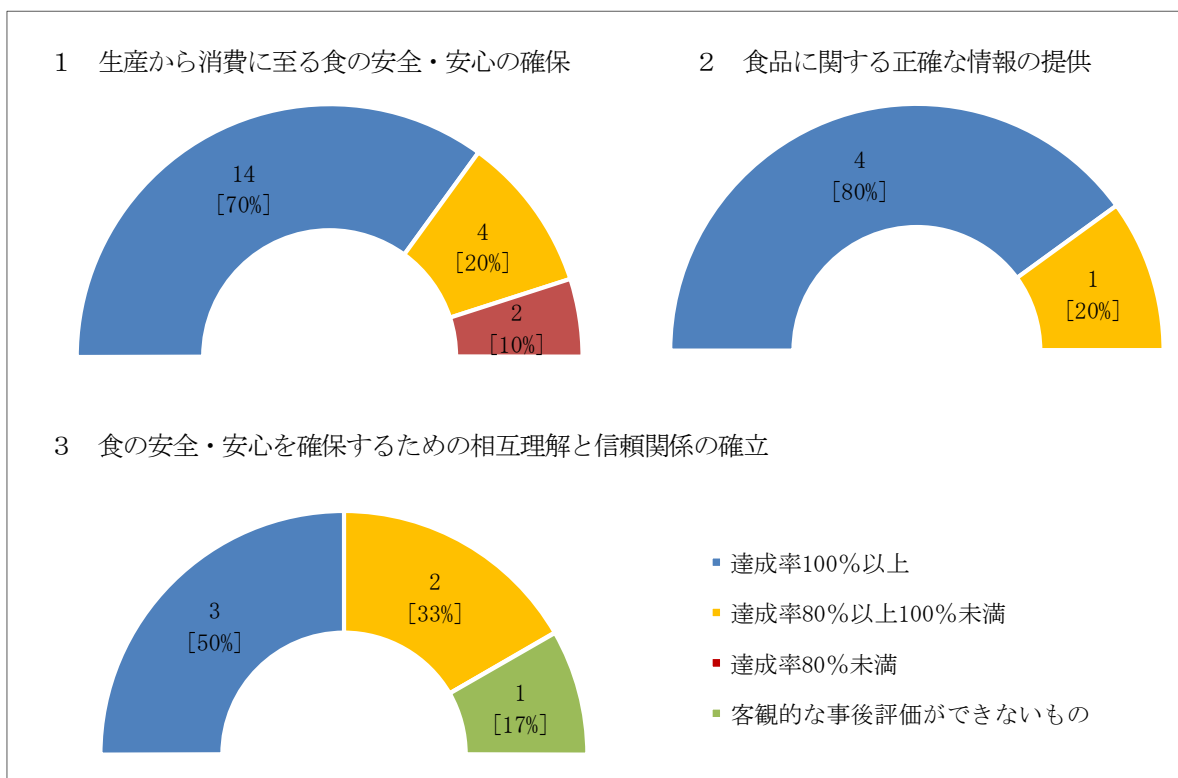
第4次計画では、「生産から消費に至る食の安全・安心の確保」、「食品に関する正確な情報の提供」、「食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立」の3つを施策の柱とするとともに、重点取組として「環境保全型農業の推進」、「**HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進**」、「食品表示に関する普及啓発」、「リスクコミュニケーションの推進」の4つを掲げ、全庁的に連携して取組んできました。

この5年間の取組による主な成果と見えてきた課題は、次表のとおりです。

基本の柱と取組	主な成果と課題
1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保 (1) 生産段階における安全・安心の確保 (2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保 (3) 消費段階における安全・安心の確保 (4) 県民からの相談等による立入調査等 (5) 認証制度の推進 (6) 調査研究等の推進	【成果】 ・IPM技術の活用による病害の発生率の減少 ・ワクチン接種不徹底による伝染病の発生なし ・県内養鶏農家における高病原性鳥インフルエンザの発生なし ・水産業における優良衛生品質管理市場の認定更新あり ・関係機関との連携による貝毒発生時の健康被害防止 ・「HACCPに沿った衛生管理」を行う施設の増加 【課題（数値目標を達成していない項目）】 ・農薬取締法違反による出荷の自粛 ・病害版IPM技術の普及率 ・食品衛生監視指導計画の監視指導達成率 ・消費者を対象とした食品衛生に関する講習回数 ・食品衛生監視指導計画に基づく食品の検査率 ・高知県食品総合衛生管理認証施設数
2 食品に関する正確な情報の提供 (1) 適正な食品表示の確保 (2) 食品等のリコール情報の届出制度の周知及び運用 (3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供	【成果】 ・直販所等における食品表示の監視及び食品事業者に対する指導 ・食品等リコール情報の適切な届出と運用 【課題（数値目標を達成していない項目）】 ・食品関連事業者を対象とした食品表示に関する講習回数
3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立 (1) 危機管理体制の強化 (2) 食育の推進 (3) 食の安全・安心に取組む農林水産物のPR及び支援 (4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解 (5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働	【成果】 ・訓練実施や危機管理情報の共有による体制の定着化 ・官民協働（量販店、ヘルスメイト、行政）による食育の推進 ・学校給食の地場産物活用の増加 【課題（数値目標を達成していない項目）】 ・朝食を必ず食べる児童生徒の割合 ・県内における農林水産物直販所への「安心係」配置割合

個別に目標値を設定し取組んできた31項目については、令和8年度末見込みによる評価を行いました。

取組ごとの達成状況



目標を80%以上達成している項目は全体の **90.3%** となっており、概ね計画どおりに取組を進めることができたと考えます。第4次計画の取組で得た成果や課題を踏まえ、今後も継続して食の安全・安心の確保に向けた取組を進めていきます。

(参考) 個別目標別達成率

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保 ○ 農薬取締法違反による出荷の自粛 ◎ 防除履歴の記帳率（農協生産部会に属する野菜農家） ◎ マイナ作物の農薬登録データの作成 ◎ 国際水準 GAP 指導農家数 ○ 病害版 IPM 技術の普及率 ◎ 産業動物診療獣医師に対する指導率 ◎ 畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率 ◎ 自衛防疫実績（ワクチン接種） ◎ 牛の飼養農家に対する耳標装着等の指導率 ◎ 高病原性鳥インフルエンザ監視（立入検査） ◎ 高病原性鳥インフルエンザ監視（モニタリング） ◎ 死亡牛に対する BSE 検査 ◎ 貝毒発生モニタリング検査 ○ 食品衛生監視指導計画の監視指導達成率 ◎ 食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習回数 △ 消費者を対象とした食品衛生に関する講習回数 ◎ 食中毒発生件数 ○ 食品衛生監視指導計画に基づく食品の検査率 ◎ 有機 JAS 認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組延面積 △ 高知県食品総合衛生管理認証施設数	2 食品に関する正確な情報の提供 ◎ 食品表示監視指導回数 ◎ 食品表示ウォッチャーの数 ◎ 直販所や食品関連事業者を対象とした関係部局による食品表示研修会回数 ○ 食品関連事業者を対象とした食品表示に関する講習回数 ◎ 消費者を対象とした食品表示に関する講習回数 3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立 — 食育に関心を持っている県民の割合 ○ 朝食を必ず食べる児童生徒の割合 ◎ 学校給食における地場産物の活用（金額ベース） ◎ 土佐の料理传承人（組織及び個人）による郷土料理伝承講座 ○ 県内における農林水産物直販所への「安心係」配置割合 ◎ 意見交換会（リスクコミュニケーション）の開催
--	--

◎ : 達成率 100%以上
○ : 達成率 80%以上 100%未満
△ : 達成率 80%未満
— : 客観的評価未実施

2 食の安心をめぐる課題

第4次計画の期間中においては、右枠のとおり食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生がありました。

平成30年6月の食品衛生法改正により、原則として全ての食品等事業者「HACCPに沿った衛生管理」の取組が求められるようになり、より一層食品の安全を確保するための取組の定着が課題となっています。

また、平成27年4月に食品表示法が施行され、従来の食品表示に関するルールが一元化されましたが、施行後も細かな制度改正が行われていることから、適正な食品表示の推進についても課題となっています。

<食の安全・安心を取り巻く状況と変化>

1 食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生

- ・広域的な食中毒事件、重篤な健康被害の発生
 - －弁当や湧き水を原因とした大規模食中毒（ノロウイルス、カンピロバクター）
 - －機能性表示食品を原因とする全国的な健康被害
- ・ノロウイルス食中毒の増加
- ・異物混入等による自主回収事例
- ・不適切な食品表示事案の発生
- ・PFOS及びPFOAの高濃度検出

2 社会情勢の変化

- ・食品表示基準の一部改正
 - －機能性表示食品制度の見直し
 - －個別ルールの見直し
- ・食品流通形態の多様化（テイクアウト・デリバリー等）

食の安全・安心についての意識調査

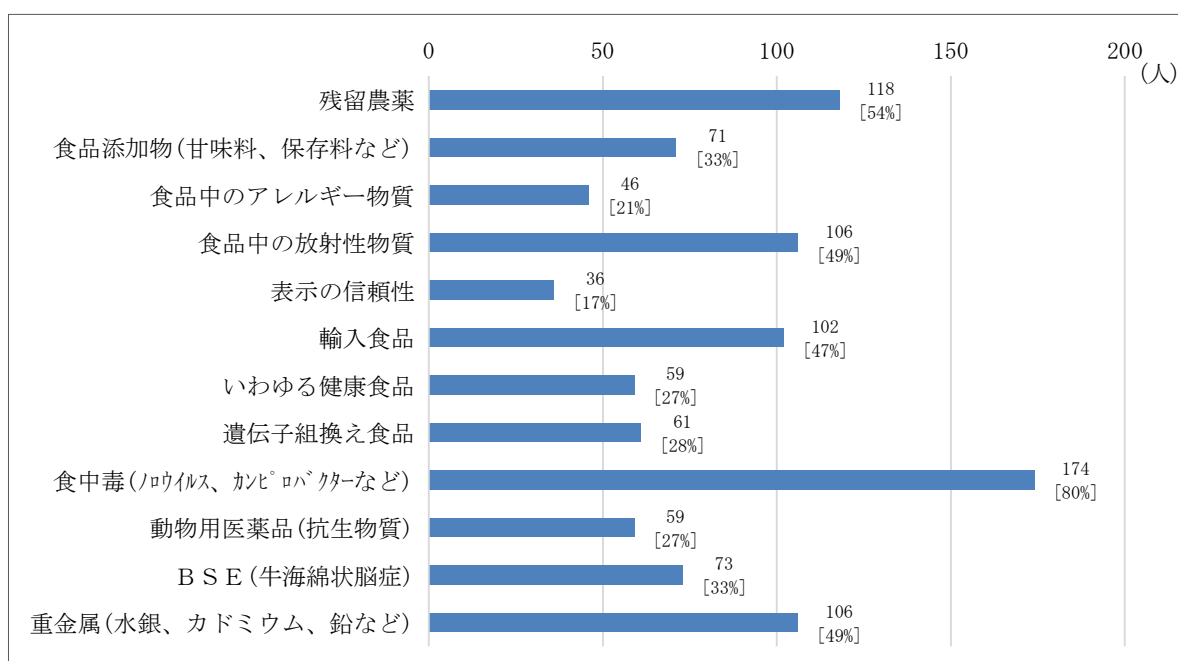
食の「安心」を得るためには、不安の解消や、信頼の確立が求められます。そういった食の安全・安心をすすめるうえでの課題を探るため、第4次計画の期間中のリスクコミュニケーション参加者を対象にアンケート調査を行いました。

○実施時期：令和4年度～令和7年度

○対象者：消費者、学生、食品関連事業者等県民 218名

①不安を感じる項目（複数選択可）

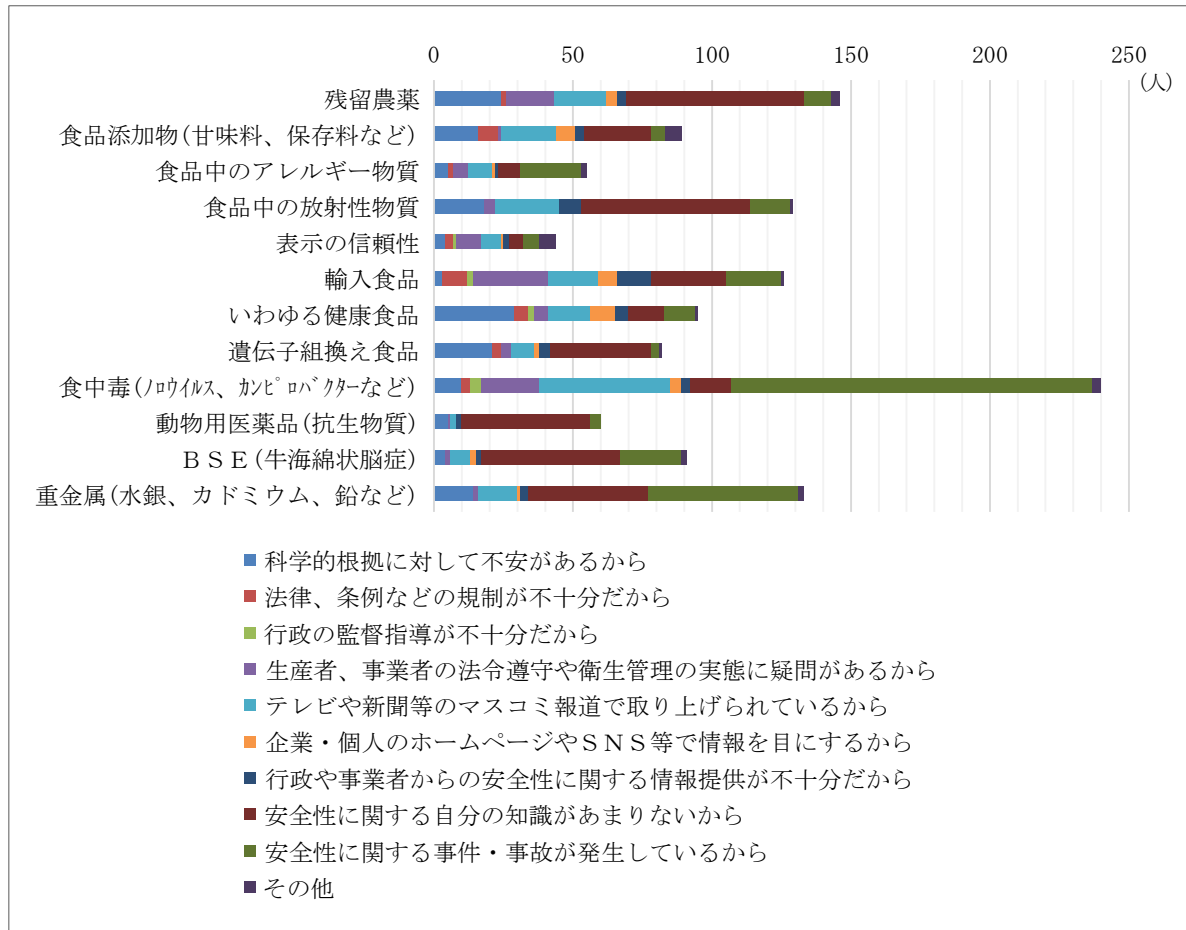
不安を感じる項目として、「食中毒」「残留農薬」「放射性物質および重金属（同数）」が上位を占めています。また、福島県での原発事故から15年以上経過しましたが、「放射性物質」に対する不安が多いことがうかがえます。



②不安を感じる理由（①不安を感じる項目ごとに回答／複数選択可）

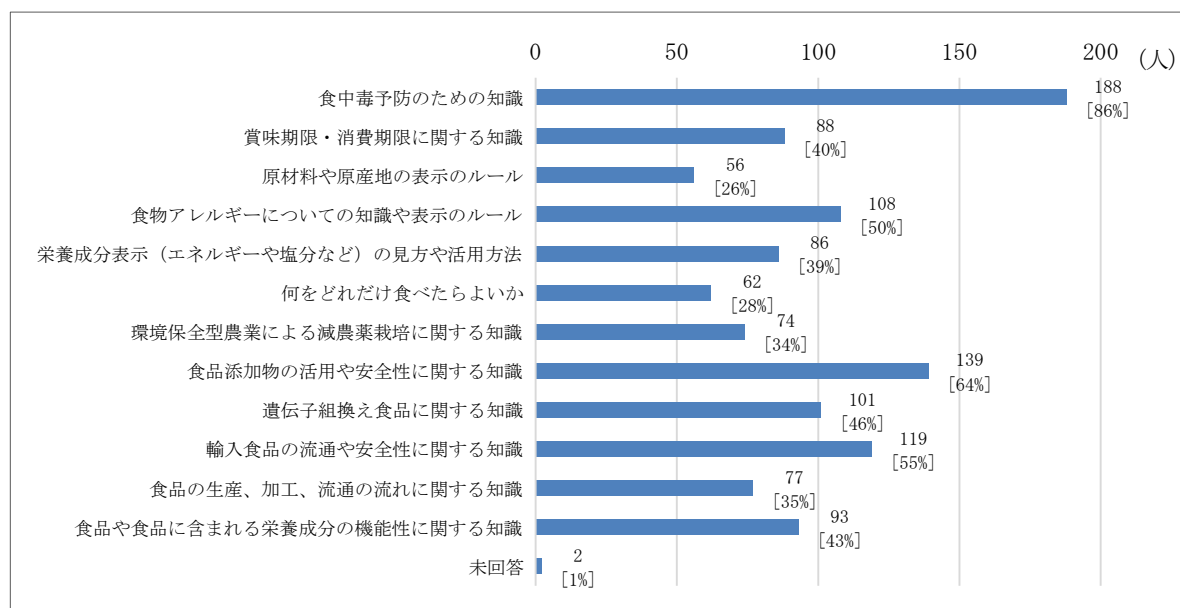
「①不安を感じる項目」で上位であったものについて見ると、「安全性に関する事件・自事故が発生しているから」「自分の知識が不十分」が多く選択されています。

ニュースやSNS等で食品に関する事故・事件を目にする機会が増え、食の安全に関する正確な情報に対するニーズが高いことが示唆されます。



③食品（料理や食事を含む）を選ぶ際に必要だと思う情報（複数選択可）

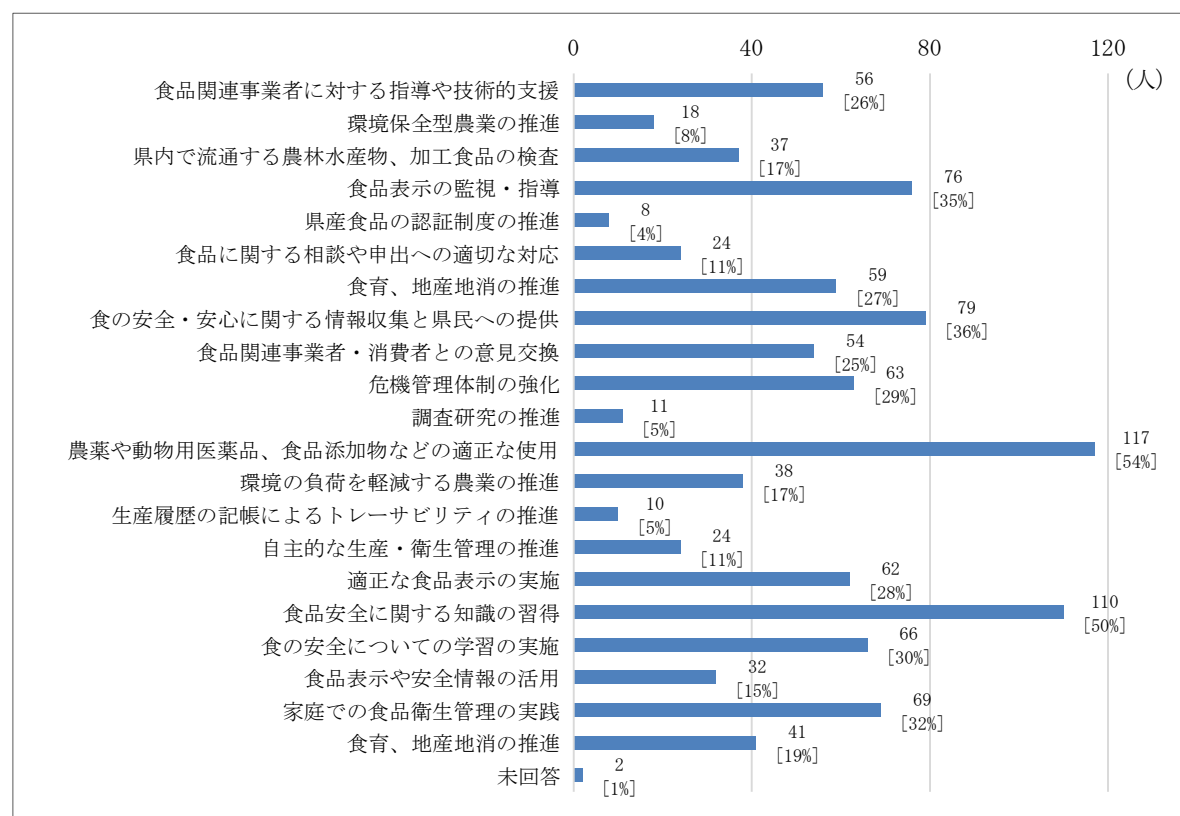
「**食中毒予防のための知識**」を選択した割合が最も高く、8割以上の方が必要だと感じていました。次いで、**食品添加物や輸入食品の安全性、食物アレルギーに関するもの**を選択された方が多く、消費者に対して広く情報発信をする取組が求められています。



④食の安全のための取組として必要だと思うもの（複数選択可）

「**農薬や動物用医薬品、食品添加物などの適正な使用**」と「**食品安全に関する知識の習得**」は半数以上の方が選択していました。

「①不安を感じる項目」で上位であったものに加えて、消費者自らが情報を得て活用できるような取組が求められています。



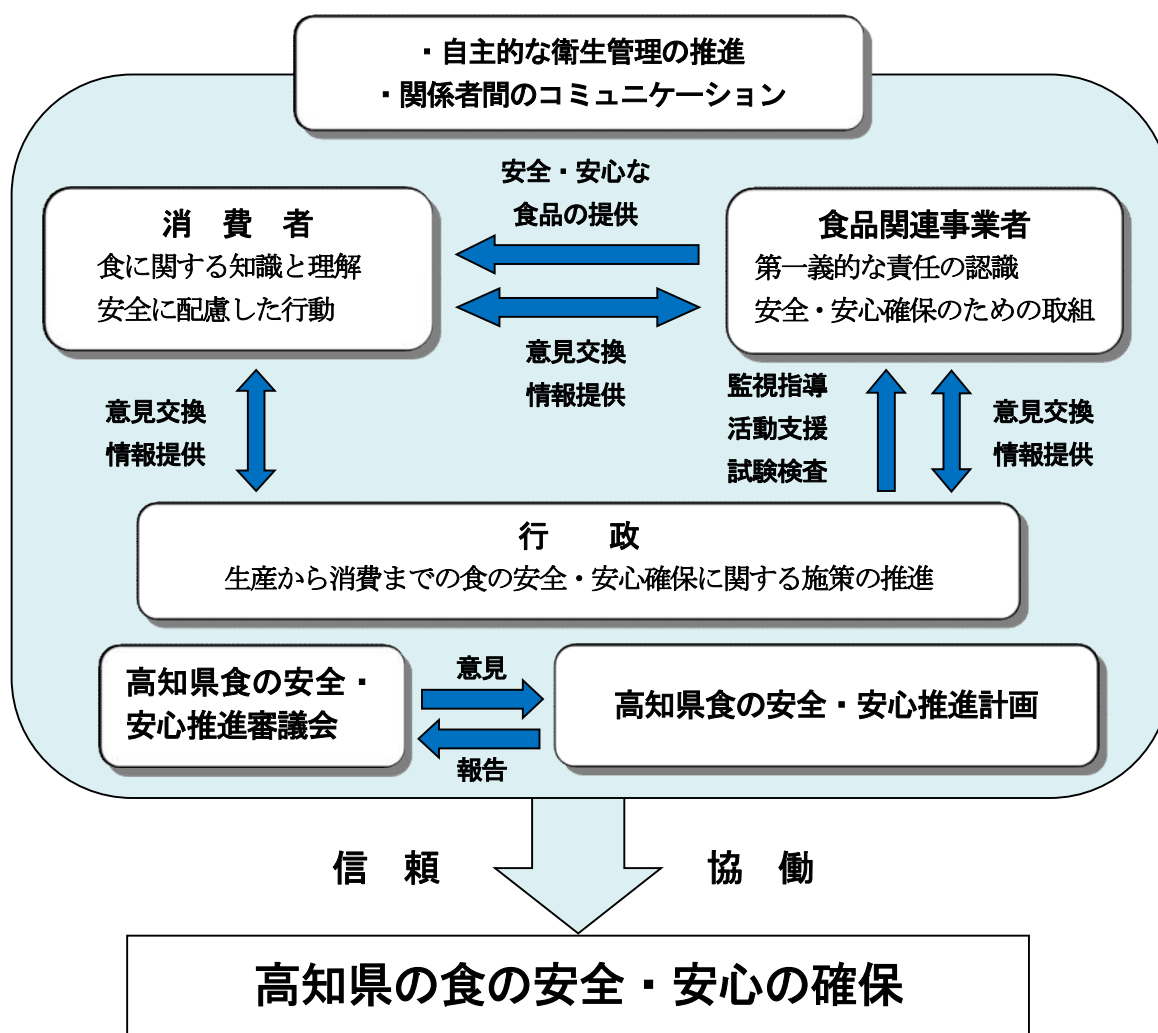
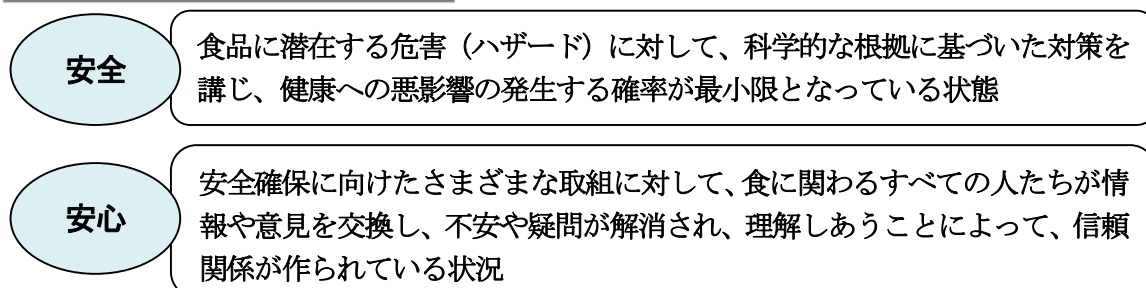
第3章 計画の概要

1 基本的な考え方

- ① 県民の健康の保護が最も重要であるという視点に立った食の安全・安心の確保
- ② 生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保
- ③ 行政、食品関連事業者、消費者等すべての関係者の相互理解と協働による食の安全・安心の確保

2 食の安全・安心推進体制

食の「安全」と「安心」とは



3 計画を推進するための関係者の責務と役割

① 行政の責務

行政は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

行政の主な責務

- ◇ 生産から販売に至る一連の行程における食品関連事業者の指導・支援
- ◇ 環境保全型農業の推進
- ◇ 残留農薬、食品添加物や食品の規格基準などの検査の実施
- ◇ 「HACCP に沿った衛生管理」に関する助言・指導
- ◇ 適正な表示の監視・指導
- ◇ 食品についての相談、申出に対する適切な対応
- ◇ 食育、地産地消の推進
- ◇ 食の安全・安心に関する情報の収集と県民への提供
- ◇ 消費者、食品関連事業者とのリスクコミュニケーションの推進
- ◇ 危機管理体制の強化
- ◇ 調査研究の推進

② 食品関連事業者（生産者・事業者等）の責務及び役割

食品関連事業者は、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産・供給について第一義的責任を有していることを認識し、自主的に食の安全・安心の確保に取り組めます。

食品関連事業者の主な責務及び役割

- ◇ 農薬や動物用医薬品、食品添加物などの適正な使用
- ◇ 環境への負担を軽減する農業の推進
- ◇ 農薬・動物用医薬品の出荷前残留検査の実施
- ◇ 生産履歴の記帳によるトレーサビリティの推進
- ◇ 「HACCP に沿った衛生管理」の実施
- ◇ 食品の自主検査の実施
- ◇ 安全な原材料の使用
- ◇ 食品の安全性の確保、衛生管理の徹底
- ◇ 適正な表示の実施
- ◇ 食の安全についての学習の実施
- ◇ 消費者、行政とのリスクコミュニケーションの推進

③ 消費者の役割

消費者は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めます。

消費者の主な役割

- ◇ 農林水産物の生産から流通に関する正しい理解
- ◇ 食品表示や安全情報の活用
- ◇ 家庭における食品衛生管理の実践
- ◇ 地産地消や食育の推進
- ◇ 食品関連事業者、行政とのリスクコミュニケーションへの参加

4 第5次計画における重点取組

第5次計画においては、これまでの取組から明らかになった課題や県民の意識、食の安全・安心を取り巻く状況と社会情勢の変化等に的確に対応していくことが求められます。

そのため、高知県産食品のブランド力向上や消費・販路拡大につなげていく取組のほか、食の不安を解消させる取組など以下の4項目について重点的に推進し、より一層食の安全・安心を確保していきます。



環境保全型農業の推進

県では、安全・安心な農産物生産のために、天敵、環境制御、微生物農薬などの利用を通じて、化学合成農薬の使用量の低減など環境に配慮した IPM 技術の普及・定着に取り組んでいます。中でも土着天敵を活用した IPM 技術体系の構築と普及は、世界的にもまれな取組として注目され、全国的にも高知県がトップランナーとなっています。

取組内容

- ◆環境保全型農業を推進し、安全でより安心な農産物の生産・供給を促進します。
- ◆病害に対する抵抗性を高める薬剤や湿度制御などによる病害防除技術及び新規土着天敵の利用技術等の研究開発により、IPM 技術のさらなる普及拡大を推進します。



土着天敵 タバコカスミカメ



IoT クラウド「SAWACHI」での
病害発生予測システム（発病予防への活用）

IPM（Integrated Pest Management：総合的病害虫管理・雑草管理）

IPM とは、病害虫や雑草防除において、化学合成農薬だけに頼るのではなく天敵、防虫ネット、防蛾灯などさまざまな防除技術を組合せ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方のことです。これに基づく防除技術は安全・安心な農産物の安定生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産を両立させるために有効です。

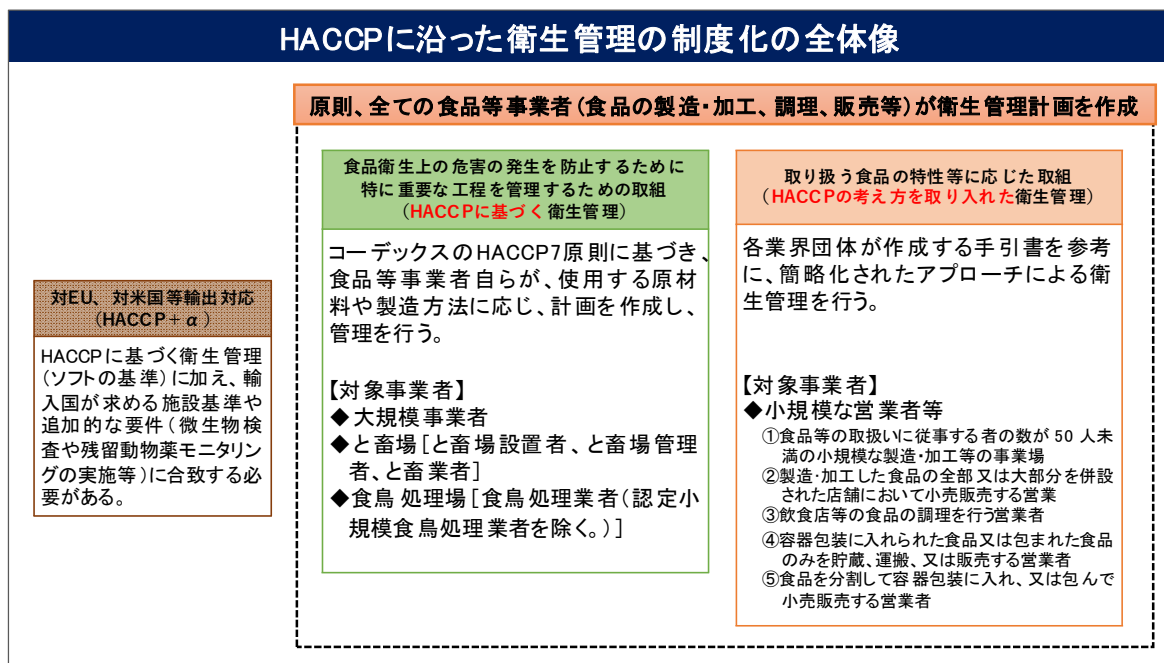


「HACCP に沿った衛生管理」の推進

HACCP（危害分析・重要管理点方式）は、従前から、国際標準の食品衛生管理手法として輸出など商取引の際の要件とされてきました。

平成 30 年 6 月に改正された食品衛生法により、原則として全ての食品等事業者、一般衛生管理に加え、「HACCP に沿った衛生管理」の実施が求められています。

HACCP に沿った衛生管理の制度化の全体像



HACCP に沿った衛生管理の制度化の全体像（参考：厚生労働省資料）

県内事業者のほとんどは『HACCP の考え方を取り入れた衛生管理』の対象となる小規模事業者等に該当すると考えられます。『HACCP の考え方を取り入れた衛生管理』は、事業者団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を利用して、比較的容易に取り組むことができます。

県及び高知市では、事業者が「HACCP に沿った衛生管理」を実施することにより流通食品全体の安全性の向上に繋げるため、制度の周知及び助言・指導を行います。

取組内容

- ◆積極的な制度の周知及び丁寧な相談対応を行い、食品等事業者の「HACCP に沿った衛生管理」の導入・定着を支援します。
- ◆食品等事業者が自ら「HACCP に沿った衛生管理」の PDCA サイクルによる衛生管理ができるよう、助言・指導を行います。

HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点）

原材料の受入れから最終製品に至るまでの工程の中で特に重要な部分を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法。（用語解説：P●参照）



食品安全対策に係る DX の推進

食品安全に関する危機の発生時には、速やかな情報収集による現状把握を行い、関係者や県民に対して発信することで、健康被害の拡大防止を図る必要があります。デジタル技術の活用により危機管理対応力の向上が見込まれ、情報発信手段を見直すことで、県全体の食品衛生に対する意識の醸成を目指します。

取組内容

- ◆食品営業施設に対する監視指導において、タブレット端末を導入します。指導記録や事業者情報をリアルタイムで確認し、現場で記録することで、効率的な監視指導を実施します。
- ◆食中毒（疑い）調査においては、迅速な原因究明と健康被害の拡大防止が急務であり、調査の一部を電子化することで、対象者の負担軽減や調査の精度向上をはかります。
- ◆講習会等においては対面開催が中心となっていますが、今後はハイブリッド形式やオンライン配信についても検討し、食品衛生に関する情報を広く発信できるように取り組みます。



リスクコミュニケーションの推進

生産者、食品関連事業者、行政等が行う「食の安全」への取組を、消費者の「食の安心」につなげるためには、関係者間の相互理解を図り、信頼関係を構築、確立していくことが重要です。そのため、県及び高知市では、食品の安全性に関する情報提供のほか、食の安全・安心推進審議会や意見交換会など様々なリスクコミュニケーションを実施しています。

意見交換会によるリスクコミュニケーションは、消費者が持つ疑問や不安を対話方式により解消できる機会であり、また、事業者や行政の取組を知ることで信頼関係の構築が期待できるため、積極的に推進していきます。



意見交換会

取組内容

- ◆食品の安全性に関する情報を積極的に提供します。
- ◆食の安全・安心を脅かす事案や新たな科学的知見の情報など、県民・市民の関心が高いテーマを選定し、意見交換会を開催します。

リスクコミュニケーション（Risk Communication）

リスクコミュニケーションとは、リスク対象について関係者間で情報・意見を交換し、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築する活動をいいます。

関係者が一堂に会した意見交換会だけでなく、講演会やシンポジウム、工場見学等の参加型のものや、広報紙、メールマガジン、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ウェブページなど様々な媒体を通じた情報発信等も、広義の「リスクコミュニケーション」に含まれます。

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

(1) 生産段階における安全・安心の確保

①安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給

- ・農薬の適正使用の指導
- ★・環境保全型農業の推進

②安全・安心な畜産物の生産及び供給

- ・動物用医薬品等の適正使用の指導
- ・牛のトレーサビリティシステムの指導

③安全・安心な水産物の生産及び供給

- ・水産物産地市場の衛生確保
- ・動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用の指導

④生産出荷段階における農畜水産物の検査

- ・農産物の残留農薬検査
- ・BSE 検査
- ・貝毒対策

(2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保

①「HACCP に沿った衛生管理」の推進

- ★・「HACCP に沿った衛生管理」の制度化の周知及び助言・指導

②食品営業者及び製造施設等に対する取組

- ・「食品衛生監視指導計画」による監視指導
- ・食品関連施設に対する食中毒予防の重点指導

③食中毒予防

★④食品の安全対策に係る DX の推進

⑤流通食品の検査

(3) 消費段階における安全・安心の確保

- ・県民向けの食中毒予防等の普及啓発

(4) 県民からの相談等による立入調査等

- ・県民からの危害情報等の提供に対する立入調査など適切な措置の実施

(5) 認証制度の推進

- ・ 有機 JAS 認証取得の推進

(6) 調査研究等の推進

- ・ 安全・安心な農林水産物の生産・加工等に関する研究

2 食品に関する正確な情報の提供

(1) 適正な食品表示の確保

①食品表示の監視指導

- ・ 製造・販売事業者等に対する食品表示の点検や監視指導

②食品表示に関する普及啓発

- ・ 食品表示の制度や利活用方法の普及啓発

(2) 食品等のリコール情報の届出制度の周知及び運用

(3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供

- ・ 食の安全・安心に関する情報の迅速で分かりやすい提供

3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立

(1) 危機管理体制の強化

- ・ 連携した危機管理体制による迅速な対応

(2) 食育の推進

- ・ 学校、保育所・幼稚園等、地域等ごとに連携して行う食育の促進
- ・ 地産地消の推進

(3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物の PR 及び支援

- ・ 環境保全型農業に取り組む園芸高知の PR、県産農産物のブランド力の向上と販売拡大
- ・ 水産物鮮度管理技術の定着

(4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解

- ★ 相互理解及び食品に関する認識を深めるための意見交換会（リスクコミュニケーション）の実施

(5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働

第4章 食の安全・安心確保のための取組

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

(1) 生産段階における安全・安心の確保

① 安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給

【農薬の適正使用指導】

現状と課題

- 安全・安心な農産物を消費者に提供するには、農薬使用基準を遵守した適正な使用を推進するとともに、その使用状況などの生産履歴の記帳も併せて推進することが求められています。
- 平成18年5月から、食品衛生法の残留農薬に関する基準がポジティブリスト制度へ移行し、全ての農薬に残留基準が設定されました。農薬の使用に当たっては、これまで以上に適正な使用が求められています。
- 生産量の少ない、いわゆるマイナー作物では、病虫害防除に使用できる登録農薬が少ないことから、安定供給に支障を来すことが懸念されます。

取組の方向

- ① 県の病虫害等防除指針や各作物の栽培指針に基づく病虫害防除指導を実施します。
- ② 農薬安全使用講習会などを実施するとともに、農薬の取扱いに当たって指導的役割を担う農薬管理指導士の育成を行います。
- ③ 各生産者に対し、生産組織などを通じて農薬飛散防止対策の周知の徹底を図るなど農薬の適正使用を推進します。
- ④ 行政・農業団体などが一体となって、生産履歴の記帳を推進します。
- ⑤ 県内のマイナー作物に対する農薬の登録要望を集約して農薬メーカーに登録申請を要請するとともに、登録に必要なデータを作成し、農薬登録を促進していきます。

数値目標

項 目	現状値(令和7年度)	目標値(令和13年度)
農薬取締法違反による出荷の自粛 (環境農業推進課)	2件	0件
防除履歴の記帳率 (農協生産部会に属する野菜農家) (環境農業推進課)	99.3%	100%
マイナー作物の農薬登録データの作成 (環境農業推進課)	5件/年	5件/年

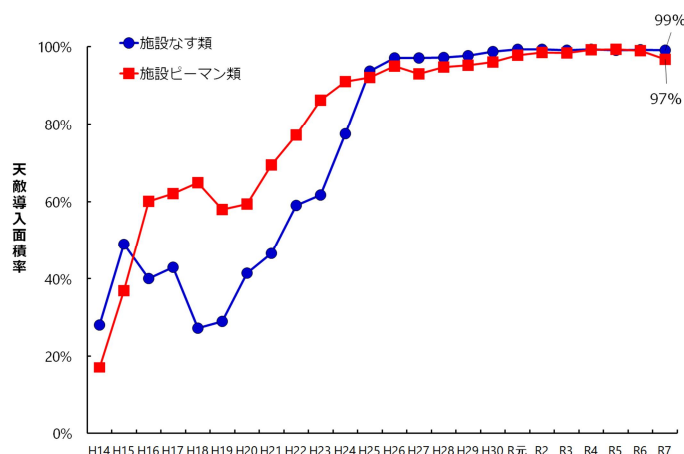
【担当課】環境農業推進課、木材産業振興課

【環境保全型農業の推進】

現状と課題

- 持続可能な社会システムへの転換が求められるなか、農業生産の場においても、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、周辺環境への影響に配慮した環境保全型農業への取組が進められています。
- 施設野菜を中心に天敵や生物農薬の利用などによる総合的な病虫害防除技術の導入により化学合成農薬の使用量は減少しています。

【施設なす類、ピーマン類における天敵導入面積率の推移】



取組の方向

- ① 土づくりと化学肥料・農薬の低減は環境保全型農業推進のための基礎技術として位置づけて普及推進を図ります。
- ② 交配昆虫（ミツバチなど）や天敵などに加え、省力的な病害防除技術などを組合せた総合的な病虫害・雑草管理（IPM）の導入を図ります



タバコカスミカメ(天敵)



ミツバチ(交配昆虫)



常温煙霧機

数値目標

項 目	現状値(令和 7 年度)	目標値(令和 13 年度)
IPM 技術（病害版）による防除面積率（%）	55	（令和 11 年度）*1 77

*1 農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する高知県基本計画（令和 5 年 2 月 策定、令和 6 年 12 月 変更）

【担当課】環境農業推進課

② 安全・安心な畜産物の生産及び供給

現状と課題

- 畜産物中の動物用医薬品、飼料添加物の残留が人の健康を損なう恐れがあることから、ポジティブリスト制度の導入により対象物質の残留を防止することが重要です。
- 生産者の顔が見える畜産物の提供が求められるなか、牛トレーサビリティ法に基づく牛の耳標装着の徹底による生産履歴情報の確保が不可欠です。
- 安全な畜産物の生産は、疾病にかかっていない家畜を飼うことから始まります。そのためには、疾病の予防対策が必要です。
- 令和2年度に宿毛市の養鶏場で県内初となる高病原性鳥インフルエンザが発生しましたが、関係機関の協力により、迅速に防疫対応を完了し、続発を防ぐことができました。今後も農場における感染状況の監視、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病の発生予防対策や万一の発生に備えた対策を強化する必要があります。

取組の方向

- ① 産業動物診療獣医師に対して、医薬品医療機器等法に基づく動物用医薬品の適正な使用を指導します。
- ② 生産者に対して、飼料添加物の用法と休薬期間を遵守するよう指導を徹底します。
- ③ 牛の飼養農家に対して、耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。
- ④ 家畜用ワクチンによる自衛防疫を推進し、健康な家畜から安全な畜産物の生産を目指します。
- ⑤ 家畜伝染病については、**飼養衛生管理基準の遵守を指導し**、生産段階への監視体制を維持します。**また**、防疫マニュアルに基づきまん延を防ぐとともに、万一発生した場合は迅速に制圧します。

牛耳標



牛耳標の装着



数値目標

項 目	現状値(令和7年度)	目標値(令和13年度)
産業動物診療獣医師に対する指導率	100% (11名)	100%
畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率	100% (198戸)	100%
自衛防疫実績 (ワクチン接種)	牛: 6,684頭 豚: 95,084頭 鶏: 1,384,000羽	牛: 3,000頭 豚: 85,000頭 鶏: 1,200,000羽
牛の飼養農家に対する耳標装着等の指導率	100% (150戸)	100%
飼養衛生管理基準 (重要7項目) の遵守率	100% (100羽以上39戸)	100%
高病原性鳥インフルエンザ監視 (立入検査)	養鶏農家全戸	養鶏農家全戸
高病原性鳥インフルエンザ監視 (モニタリング)	360羽	360羽以上

【担当課】畜産振興課

③ 安全・安心な水産物の生産及び供給

【水産物産地市場の衛生確保】

現状と課題

- 衛生的で安全な水産物の供給を目指し、県内の水産物産地市場における衛生管理の向上を図っています。
- 衛生管理に優れた産地市場を認定する「優良衛生品質管理市場・漁港認定制度」の認定取得を目指し、各地域において講習会を開催するなどして、水産物産地市場関係者の衛生管理意識の向上に取り組んできました。
- 取組の結果、すくも湾中央市場、高知県漁協清水魚市場、高知県漁協室戸岬魚市場の3市場が認定されました。（令和8年3月現在、全国で30市場認定）

取組の方向

- ① 今後、水産物市場の施設更新の際は、優良衛生品質管理市場の認定を視野に入れた施設（ハード面）の整備を目指します。
- ② 認定市場の衛生管理スキル（ソフト面の取組）について、他の市場にも普及を図り、県内水産物市場全体の衛生管理意識の底上げを目指します。

【担当課】水産政策課

【動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用の指導】

現状と課題

- 巡回指導、講習会及び文書指導などを通じて、養殖業者に対する動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用（用法、用量、使用上の注意、休薬期間を遵守）に関する指導の徹底を図ることにより、養殖水産物の食品としての安全・安心の確保に努めてきました。令和3年度から令和7年度の間、動物用医薬品（水産用医薬品）の不適正な使用などは確認されていません。
- 消費者の食の安全・安心を確保するため、引き続き巡回指導、講習会及び文書指導などを実施することにより、養殖業者に対し動物用医薬品（水産用医薬品）を使用する際には、用法、用量、使用上の注意、休薬期間を遵守し適正に使用するよう指導の徹底を図る必要があります。



養殖場(宿毛湾)



マダいの養殖

取組の方向

- ① 巡回指導、講習会及び文書指導などを通じて、養殖業者に対する動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用（用法、用量、使用上の注意、休薬期間の遵守）に関する指導の徹底を図ることにより、消費者の食の安全・安心の確保に努めます。



漁業指導所での指導

【担当課】水産業振興課

④ 生産出荷段階における農畜水産物の検査

【農産物の残留農薬検査】

現状と課題

- 農薬の適正使用を監視するとともに、県産農産物の信頼性を高めるため、農業団体ではそれぞれ生産出荷段階における農産物の残留農薬検査を実施しています。
- 平成 18 年 5 月から残留農薬のポジティブリスト制度が導入され、これまで残留基準が設定されていなかった農薬などについても、一定量以上含まれる農産物の流通が禁止されるなど規制が強化されており、消費者の食への安全・安心のニーズに応えるには、適正な農薬の使用はもちろん、他の作物へのドリフトなどにも注意する必要があります。
- 農業団体では、農薬などの生産履歴の記帳と併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。
- 近年の農薬残留事故は、生産者の自己責任によるものだけではなく、過去に使用した農薬が土壌などに長期間滞留し、作物に吸収されて検出されるという事例も見られており、農薬の環境中の動態について、より詳細な調査が必要となっています。

取組の方向

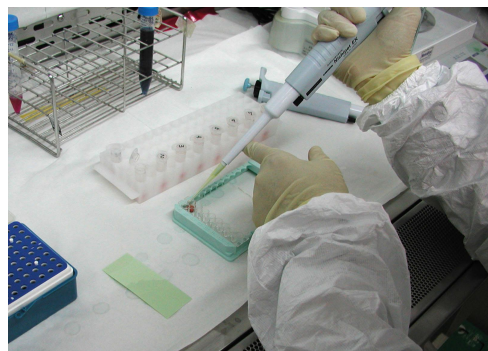
- ① 農業団体では、農薬など生産履歴の記帳に併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。

【担当課】環境農業推進課

【BSE検査】

現状と課題

- BSE 対策（肉骨粉飼料の給与禁止など）の有効性の確認や BSE の発生状況の把握のために、生産現場での死亡牛 BSE 検査が必要です。



BSE 検査

取組の方向

- ① 96 か月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE 検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。

数値目標

項 目	現状値(令和 7 年度)	目標値(令和 13 年度)
死亡牛に対する BSE 検査	BSE を疑う症状のあった死亡牛全頭(0 頭)	BSE を疑う症状のあった死亡牛全頭

【担当課】 畜産振興課

【貝毒対策】

現状と課題

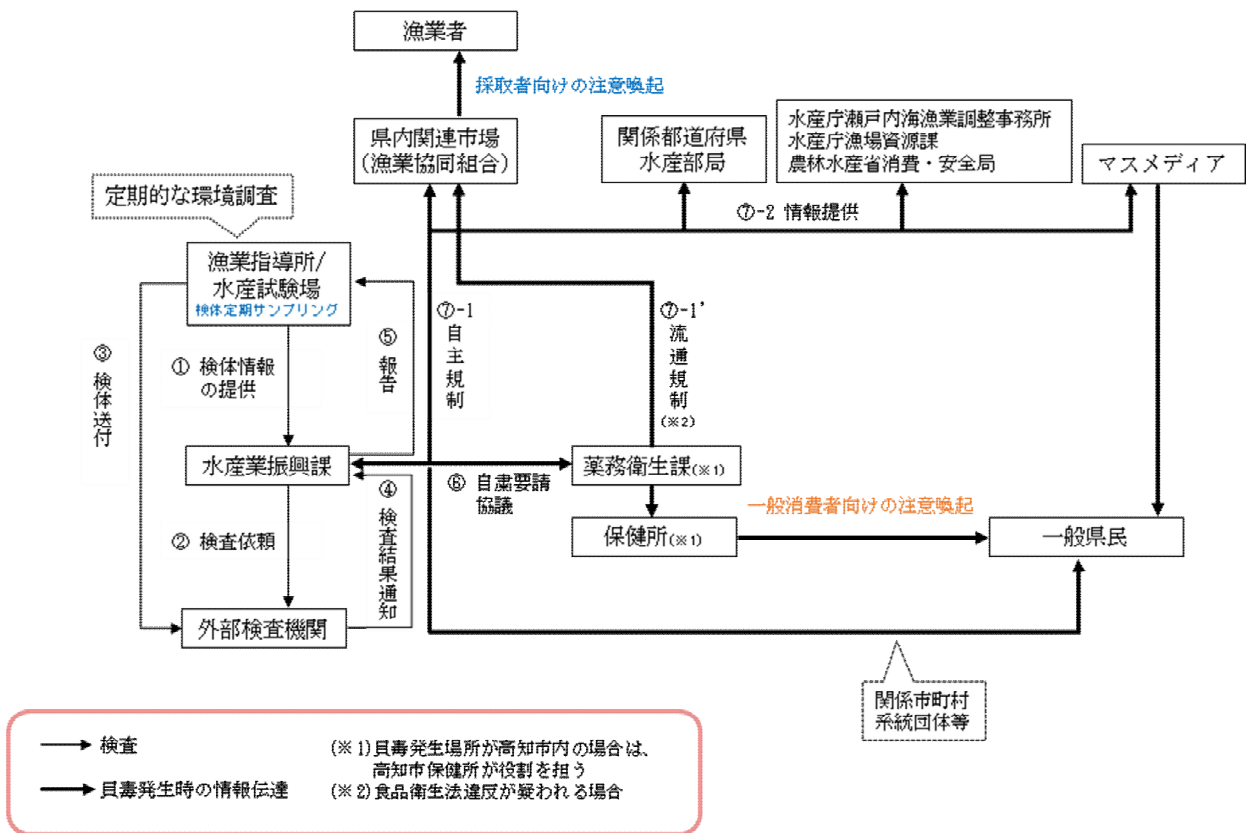
- 野見湾、浦ノ内湾、足摺湾及び宿毛湾における貝毒プランクトンの発生状況を監視するとともに、貝毒検査を実施することにより貝類（主にアサリ）の食品としての安全性の確保に努めています。
- アサリの採捕は漁業者のみならず、一般県民も行っていることから、貝毒発生時には、関係漁業協同組合はもちろんのこと、一般県民に対して採捕自粛などの情報提供を迅速に行う必要があります。

取組の方向

①：水産業振興課 ②：水産業振興課、薬務衛生課

- ① 野見湾、浦ノ内湾、足摺湾及び宿毛湾において貝毒プランクトンのモニタリング調査を実施するとともに貝毒検査を実施することによりアサリなどの二枚貝の食品としての安全性の確保に努めていきます。
- ② 貝毒発生時には、関係機関と連携し、関係漁業協同組合及び一般県民に採捕自粛などの情報提供を迅速に行うことで消費者の食の安全・安心の確保に努めます。

〔貝毒発生時の連携〕



数値目標

項 目	現状値(令和 7 年度)	目標値(令和 13 年度)
貝毒発生モニタリング検査 (水産業振興課)	貝毒検査：延べ 22 回 プランクトン検査：157 回	継続実施

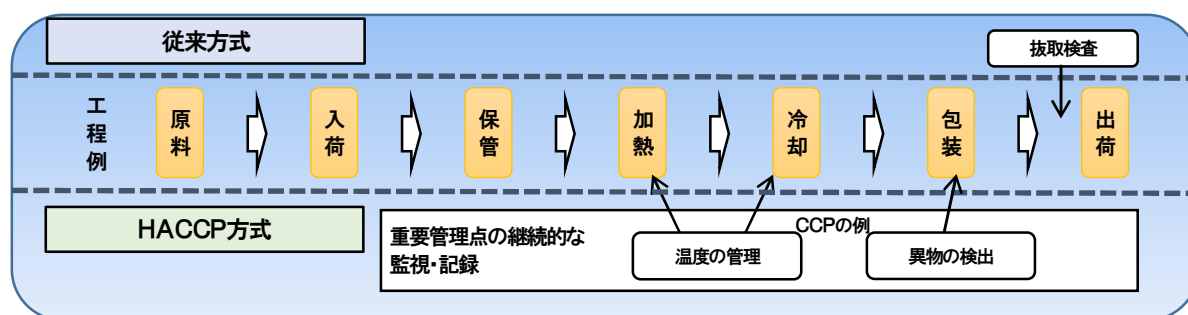
【担当課】水産業振興課、薬務衛生課

(2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保

① 「HACCP に沿った衛生管理」の推進

現状と課題

- 流通食品全体の安全性の向上を図るため、平成 30 年に食品衛生法が改正され、原則としてすべての食品等事業者は、一般衛生管理に加え、「HACCP に沿った衛生管理」の実施を求められています。(HACCP 制度化)
小規模事業者等については、事業者団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を利用して、比較的容易に取り組めるものとなっており、県内事業者のほとんどは手引書の内容に取り組むことで「HACCP に沿った衛生管理」の実施が可能と考えられます。
- HACCP 制度化は令和 3 年 6 月に完全施行されましたが、依然として食品等事業者の認知度や取組の定着等に課題があり、今後も制度の周知や適切な助言・指導が必要です。



従来方式と HACCP 方式との違い

取組の方向

①～④：薬務衛生課 ⑤：地産地消・外商課

- ① 積極的な制度の周知及び丁寧な相談対応を行い、食品等事業者の「HACCP に沿った衛生管理」の定着を支援します。
- ② 食品等事業者が自ら「HACCP に沿った衛生管理」の PDCA サイクルによる衛生管理ができるよう、助言・指導を行います。
- ③ 食品衛生監視指導計画に基づき、施設への立入を行い、取組の定着を確認します。
- ④ 食品等事業者に応じた助言・指導を行うため、食品衛生監視員の人材育成を行います。
- ⑤ オンラインを活用した研修や衛生管理推進アドバイザーの活用により、食品関連事業者の衛生管理レベルの向上に取り組みます。

〔参考〕営業者が実施すること

- (1) 「一般的な衛生管理」及び「HACCP に沿った衛生管理」に関する基準に基づき、衛生管理計画を作成し、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 必要に応じて、清掃・洗浄・消毒や食品の取扱い等について具体的な方法を定めた手順書を作成する。
- (3) 衛生管理の実施状況を記録し、保存する。
- (4) 衛生管理計画及び手順書の効果を定期的に（及び工程に変更が生じた際等に）検証し（振り返り）、必要に応じて内容を見直す。

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所

② 食品営業者及び製造施設等に対する取組

現状と課題

- 食品製造・加工技術の進歩により、多種多様な食品が県内で製造されるようになりました。また、物流技術の発達やインターネット販売の普及等により、広域的に販売されるようになっています。
- 県及び高知市では、平成 16 年度から年度ごとに「食品衛生監視指導計画」を作成し、食品営業施設、給食施設、と畜場、食鳥処理場等を計画的に監視指導しています。県人口の減少に伴い、食品営業施設数も減少傾向にあるため、監視対象施設は減少しています。
- 食品関連施設に対する監視指導や食品営業者を対象とした講習会の開催等により、衛生管理の意識向上を図っています。
- 野生鳥獣肉（ジビエ）に対する関心の高まりから、捕獲したシカ及びイノシシを衛生的に処理、供給するための指針として、平成 27 年に「よさこいジビエ衛生管理ガイドライン」を作成し、啓発をしています。
- 食品営業者が組織する（一社）高知県食品衛生協会においても、食品営業者の中から食品衛生指導員を養成し、食品衛生向上の啓発普及や自主管理の推進に努めています。
- 食中毒や食品等の規格基準違反、異物混入などの事案発生状況を踏まえ、効果的及び効率的な取組を実施し、安全な食品の製造と流通を確保していくことが必要です。

取組の方向

①～⑤：薬務衛生課、高知市保健所 ⑥：中山間地域対策課

- ① 食品営業施設を食中毒や食品事故などの発生リスクによりランク分けして「食品衛生監視指導計画」を作成し、効果的かつ計画的な監視指導に取り組みます。
- ② 大量調理施設及び過去に食品事故が発生した施設などについては、特に重点的に監視指導を実施していきます。
- ③ 食品衛生法の改正により新設・統合された営業許可業種の施設において、施設基準の遵守及び「HACCP に沿った衛生管理」の取組がなされるよう、監視指導及び助言を行います。
- ④ 食品営業施設の監視結果などについて、ホームページ等による情報提供を行います。
- ⑤ 取組にあたっては（一社）高知県食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員を中心として、食品衛生の向上に向けた取組を行います。
- ⑥ 鳥獣の有効活用のため、ジビエの利用促進につなげる取組を行います。

数値目標

項 目	現状値(令和 7 年度)	目標値(令和 13 年度)
食品衛生監視指導計画の監視指導達成率 (薬務衛生課、高知市保健所)	88%	100%

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所、中山間地域対策課

③ 食中毒予防

現状と課題

- 令和4年から令和7年にかけての県内における食中毒の発生件数は平均12.0件（1年当たり）で、第3次計画期間（平成29年から令和3年）の平均の3.2%減となっています。
- 病因物質別の発生件数では、アニサキス、カンピロバクター、ノロウイルスによるものが上位を占めています。
- アニサキスによる食中毒は一定数発生しており、食品等事業者が行う対策に加え、消費者自身が調理する場合の対策についても啓発が必要です。
- 生や半生の状態の鶏肉によるカンピロバクター食中毒（疑い事例含む）の発生事例が相次いでいるため、十分な加熱の必要性について啓発が重要です。
- 例年、ノロウイルスによる食中毒や感染症が発生していることから、食中毒予防対策の充実強化を図るとともに、食中毒及び感染症両面からの調査・措置を行うことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行以降、テイクアウトや宅配事業者が増加しています。
- 食中毒予防は、消費者に対しても広く啓発していく必要があります。

取組の方向

- ① 特に発生件数の多いアニサキス、カンピロバクター、ノロウイルスによる食中毒に重点を置き、予防のための食品衛生知識の普及啓発に取り組みます。
- ② 食品営業施設における「HACCPに沿った衛生管理」の定着を推進することで、食中毒の発生リスクの低減に取り組みます。
- ③ 食品等事業者及び消費者に対し、講習会やホームページ等において、具体的な事例を交えた情報提供により食中毒予防啓発を行います。
- ④ 食品衛生監視指導計画に基づき、特に食中毒発生のリスクが高い施設に対する重点的な監視指導や、夏期・年末一斉取締等を実施します。
- ⑤ 食中毒発生時には、原因施設と病因物質の疫学調査を行い、原因究明を徹底し、再発防止を図ります。
- ⑥ ノロウイルスによる食中毒対策として、適切な手洗いと食品取扱い者の健康管理について特に啓発を行います。
- ⑦ 食肉の生食に対するリスクについては、食品営業施設だけでなく、消費者へも情報提供をしていきます。
- ⑧ 多様化する食品の提供形態に応じて、食中毒予防啓発を行います。

数値目標

項 目	現状値(令和7年度)	目標値(令和13年度)
食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習回数	301回	300回以上
消費者を対象とした食品衛生に関する講習回数	70回	90回以上
食中毒発生件数(*1)	12.0件 (令和4～7年の平均)	減少させる

*1 食中毒件数は年次統計

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所

④ 食品安全対策に係る DX の推進

現状と課題

- 食品営業施設に対する監視指導は、管轄エリアが広域であり移動時間のロスが発生していることから、効率的な監視指導体制を検討する必要があります。
- 食中毒（疑い）調査は、精度の観点から保健所職員による電話連絡を主体に行っていますが、調査対象者の中には、「SNS によるやりとりが中心で、知人同士でも相手の連絡先を知らない」、「日中は仕事のため連絡が取れない」、「日本語がうまく通じない外国人」等の事例がみられます。
- 平日の日中に開催する集合形式の講習会では、仕事等様々な理由により参加者が限定されている場合があることから、他の方法による開催を検討する必要があります。
- 普及啓発や注意喚起についてはホームページ等で行っていますが、より多くの方に情報が届くよう、新たな媒体を用いた情報発信や更新頻度を見直す必要があります。

取組の方向

- ① 監視指導にタブレット端末を導入し、ペーパーレス化を図るほか、現場から食品営業台帳等にアクセスし事務作業ができるようにするなど、業務効率化を図ります。また、異なる場所にいる職員が同一の情報に同時にアクセスできる体制を構築し、緊急時対応の迅速化を目指します。
- ② 監視指導時におけるタブレット端末の使用により、手持ち資料にない情報についても柔軟に対応することが可能となり、職員が写真等を用いて事業者により分かりやすい説明を行います。
- ③ 食中毒（疑い）調査において、詳細確認や個別質問等については職員による聞き取りを継続しつつ、電子化を取り入れることで、調査スピード及び精度の向上を図ります。
- ④ 研修や講習会等については、内容に応じてハイブリッド形式やオンライン配信を導入するなど、より多くの方に参加いただける環境を整備します。
- ⑤ SNS による情報発信に力を入れ、県全体の食品衛生に対する意識の醸成を目指します。

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所

⑤ 流通食品の検査

現状と課題

- 食品衛生監視指導計画に基づき、流通段階の国産・輸入食品を対象に、食品の残留有害物質や食品添加物、残留農薬などの検査を実施しています。
- 放射性物質に汚染された食品に対する県民の不安を解消するため、県内流通食品をモニタリング検査しています。平成 29 年度以降は、検出限界値以下の結果が続いています。
- 食用としてと畜場に搬入された家畜は、食肉検査により合格したものだけが食肉として流通しています。
- アレルギー物質を含む食品による健康被害の発生を防ぐために、食品製造施設などに対する表示指導とともに、アレルギー物質検査を実施しています。
- 試験検査の精度管理を徹底し、検査の信頼性の確保に努める必要があります。

取組の方向

①～⑥：薬務衛生課、高知市保健所 ⑦：保健体育課

- ① これまでに実施した検査状況や最新の情報を考慮して、計画的に食品の検査を実施し、その検査結果を公表します。
- ② 県内に流通する食品(輸入食品含む)について、食品衛生監視指導計画に基づき、食品の残留有害物質や食品添加物、放射性物質などの検査を実施し、残留基準や食品等の規格基準に適合しない食品の流通を排除します。
- ③ アレルギー物質含有食品の検査を実施し、表示内容と異なる検査結果の場合は、食品製造業者などに対して立入調査や指導を行います。
- ④ 食肉の安全性を確保するため、と畜場等において食肉検査を実施し、疾病の排除及び食肉衛生の向上に努めます。
- ⑤ 信頼性の高い検査を迅速に行うため、衛生環境研究所、各保健所、食肉衛生検査所などの精度管理を徹底するとともに、検査技術の維持・向上に努めます。
- ⑥ 食品関連事業者は、自らの食品の安全確保への取組として、食品検査センターなどによる自主検査の実施に努めます。
- ⑦ 「学校給食衛生管理基準」に基づき、定期的に原材料及び加工食品について、微生物検査、理化学検査を行い、学校給食の食材の安全確認に努めます。

数値目標

項 目	現状値(令和 7 年度)	目標値(令和 13 年度)
食品衛生監視指導計画に基づく食品の検査率 (薬務衛生課、高知市保健所)	103%	100%

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所、保健体育課

(3) 消費段階における安全・安心の確保

現状と課題

- 講習会等により、消費者に対して食中毒予防など食の安全性に関する普及啓発を行っています。
- 広報紙やホームページ等により、県民に対して食の安全・安心に関する情報提供を行っています。
- 食品ロス削減の取組の一環として、外食等で残った料理を消費者が自己責任の範囲で持ち帰ることが推奨されており、持ち帰った料理の衛生上の留意点について、消費者の十分な理解が必要です。
- 飲用水のうち、水道水については水道法に従って管理されているほか、水道法の適用を受けない飲用井戸や小規模水道については「高知県飲用井戸等衛生対策要領（市にあっては各市で定める要綱等）」に従って管理されています。
- PFOS 及び PFOA については、県外において公共用水域（河川・湖沼・海域）や地下水等から高濃度に検出されたことを受けて水道法が改正され、令和 8 年 4 月から水質基準に追加されました。

PFOS (Perfluorooctane sulfonate : ペルフルオロオクタンスルホン酸) 及び

PFOA (Perfluorooctanoic acid : ペルフルオロオクタン酸)

有機フッ素化合物である PFAS の一種で、難分解性、高蓄積性及びヒトや高次捕食動物への長期毒性を有する。そのため、それぞれ 2010 年及び 2021 年に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律) に基づく第一種特定化学物質に指定され、その製造及び輸入が原則禁止されている。

取組の方向

①②：薬務衛生課、高知市保健所 ③：県民生活課 ④公園上下水道課

- ① 食中毒予防や食品表示の利用方法などは、消費者に対しても広く啓発する必要があるため、出前講座などの機会を通じて積極的に情報提供を行います。
- ② ホームページ等を通じて、食の安全性確保に関する県民への情報提供を行います。
- ③ 外食等で持ち帰った食品の衛生上の注意事項について、消費者に周知を図るとともに、持ち帰りを実施する外食事業者等に対し、消費者への注意喚起を働きかけます。
- ④ 県内の飲用水のうち、水道水については、水道法に基づき県が水道事業者（高知市水道事業を除く）に対する指導を行い、水道法の適用を受けない飲用井戸や小規模水道については、高知県及び各市の飲用井戸等衛生対策要領等に基づき、市にあっては各市が、町村にあっては県と町村が共同で、設置者に対する指導を行います。

【担当課】薬務衛生課、県民生活課、高知市保健所、公園上下水道課

(4) 県民からの相談等による立入調査等

現状と課題

- 関係各課、各保健所及び消費生活センターでは、食品の相談窓口として食品の安全性や品質に関する相談等が数多く寄せられています。
- 各保健所及び高知市保健所への相談内容は、食品表示、異物混入、有症が主なものとなっています。
- 食品に起因する健康被害の発生防止や拡大を防ぐために、情報をいち早く収集し、迅速な対応を行うことが求められます。
- 県民からの相談等には、相談者の「安心」につながる対応が求められます。

取組の方向

①～④：全担当課

- ① 食の安全・安心に関する担当課及び出先機関の相談窓口を通じて、食品に関する相談や情報の提供を受け付けます。
- ② 県民から食の安全・安心の確保が損なわれる疑いのある事案の相談や情報提供があった場合は、内容に応じて関係法令等に基づき、速やかに必要な措置を講じます。
- ③ 措置や立入調査に際しては、必要に応じて関係部局や関係団体などが連携・協力して適切な対応を行います。
- ④ 突発的な危害情報に対しても迅速に対応できるよう、日頃から関係機関や関係部局等との連携を図ります。

【担当課】薬務衛生課、環境農業推進課、農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、水産業振興課、高知市保健所

(5) 認証制度の推進

【農産物及び生産者の取組】

現状と課題

- 本県では、有機物の活用や減化学肥料・減農薬などによる栽培方法により、生産性を維持しながら環境への負荷を少なくする持続性の高い農業を推進し、県民に安全・安心な農産物などを供給するため、様々な認証制度の取得を支援しています。
- 高知県農業協同組合が実施するエコシステム栽培認証(*1)については、平成12年の創設以降、対象品目及び認証数は増加し続けており、県産園芸品の安全・安心確保と環境保全農業推進に向けた取組として普及しています。
- 有機農業（有機農業推進法で定義される「化学的に合成された肥料・農薬及び遺伝子組換え技術の不使用」の要件を満たした農業）については、令和3年4月に改定した高知県有機農業推進基本計画に基づき推進を図っており、その一環として有機JAS認証取得支援（認証費用の補助等）のほか技術習得支援を行っており、有機JAS認証取得は一定の数で推移しています。
- 令和4年7月に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく農林漁業者による環境負荷の低減を図るための事業活動を認定する計画認定制度（みどり認定）について、県でも令和5年度から認定を開始し、認定者数は増加しています。
- 農産物を作る際に適正な手順やモノの管理を行い、食品安全や労働安全、環境保全等を確保する取組である農業生産工程管理（GAP）の取組についても推進しており、この認証取得支援（認証費用の補助）を行っています。

*1 エコシステム栽培認証（平成31年1月から登録制度に移行）

総合的病害虫・雑草管理（IPM）を基本に、土づくりや適正施肥、農業生産工程管理（GAP）による点検、生産履歴記帳等の実施事項を組み合わせた栽培方法を「エコシステム栽培」として管理要件を設定し、認証する制度。

取組の方向

- ① 消費者に信頼される安全・安心な農作物などの供給を図るため、環境にやさしい生産方式などに取組む認証制度を推進します。

数値目標

項 目	現状値(令和7年度)	目標値(令和13年度)
有機JAS認証事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組面積	(令和6年度) 210ha	(令和12年度) 408ha *1

*1 高知県有機農業推進基本計画における目標数値

【担当課】環境農業推進課

【農業生産に関する主な認証・認定制度】

制度名	認証・認定機関	制度の内容、対象業種等	認証票・表示
有機食品の検査 認証制度 (有機 JAS)	登録認証機関 (NPO 法人高 知県有機農業認 証協会ほか)	化学的に合成された肥料及び農薬の使用を 避けることを基本として、土壌の性質に由 来する農地の生産力を発揮させるととも に、農業生産に由来する環境への負荷をで きる限り低減した栽培管理方法を採用した ほ場において生産された農産物や、それら を使った加工食品を対象として認定事業者 が格付を行う。 対象業種：農業者、加工業者、小分け業者	 認証機関名 認証番号
みどり認定 (（特定）環境負荷 低減事業活動実施 計画認定農業者)	県	農業に由来する環境への負荷の低減を図る ために行う、土づくり、化学肥料・化学農薬 の使用低減の取組を一体的に行う事業活動 や温室効果ガスの排出量の削減に資する事 業活動に関する実施計画を農業者が策定し、 知事が認定。	
エコシステム栽 培登録	高知県農業協 同組合	SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成 への取り組みとして、将来にわたって食料の 安定供給を図るとともに、自然環境と農村環 境を保全するため、持続可能な生産活動を通 じて、IPM（総合的病害虫・雑草管理） と、土づくりや適正施肥等の実施事項を組み 合わせ、GAP（農業生産工程管理）による 点検、改善をする栽培方法として管理要件を 設定し、申請、登録する制度で、特別栽培農 産物として販売している野菜や果物と合わ せて「こうちのエコ野菜」という。 対象業種：農業者	 高知はおいしい！ エコシステム栽培  高知はおいしい！ 特別栽培農産物
GAP 認証 ・JGAP ・ASIAGAP (2028 年終了) ・GLOBALG.A.P.	民間団体	農業において、食品安全、環境保全、労働安 全、人権保護、農場経営管理などの持続可能 性を確保するための生産工程管理の取組に ついて第三者機関が審査し証明する民間の 認証制度。 対象業種：農業者	 登録番号 123456789  Reg.A123456789

(6) 調査研究等の推進

現状と課題

- 県の各試験研究機関では、安全・安心な農林水産物の生産・加工などに関する様々な調査研究を推進しています。
- 食品衛生監視指導においては、業務で得られた知見等の共有を図ることにより、課題解決に取り組んでいます。
- 進歩する食品の加工・製造技術や分析検査技術に対応するための研鑽と、技術の継承が重要です。

取組の方向

①：環境農業推進課 ②③：薬務衛生課、高知市保健所

- ① IoT や AI を活用した病害虫の発生予測、診断、環境制御による病害防除技術、農産物鮮度保持に関する研究を推進します。さらに、新規土着天敵の利用技術開発による IPM 技術のさらなる拡大を図ります。
- ② 食中毒に起因する危害の情報収集と蓄積を図り、食品などの安全性に関する調査研究を推進します。
- ③ 食品衛生に関し、効果的な監視指導方法や食品衛生に関する疑義について検討や調査研究を行います。

【担当課】薬務衛生課、環境農業推進課、高知市保健所

2 食品に関する正確な情報の提供

(1) 適正な食品表示の確保

① 食品表示の監視指導

現状と課題

- 平成 27 年 4 月に施行された「食品表示法」は、経過措置期間が令和 2 年 3 月末で終了し、完全施行され、その後も部分的に制度改正が行われていることから、食品関連事業者に対し、適正な食品表示がなされるよう、啓発や指導を行っています。
- 食品表示は、消費者が安心して食品を選択するために必要な情報源となっているため、食品表示法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、健康増進法、計量法、米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）、医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）などの関係法令に基づき、適切な表示が行われるよう食品関連事業者に対して指導を行っています。
- 食品表示の所管は複数の担当課にわたっており、関係課で不適切な事案を共有するなど、連携を図るとともに、製造・販売事業者などに対して改善につながる効果的な指導を行っています。引き続き、食品表示の適正化を推進し、消費者の食品に対する安心・信頼を高めていく必要があります。

取組の方向

①②：全担当課 ③：農産物マーケティング戦略課

- ① 食品表示に関する担当課や関係機関と連携し、製造・販売事業者等に対する食品表示の点検や監視指導を実施します。
- ② 監視指導の結果、不適切な表示があった場合には、関係法令等に基づき、速やかな情報回付や立入調査等を行います。
- ③ 消費者グループ等からの推薦や公募を通じて「食品表示ウォッチャー」を委嘱し、消費者の日常の購買行動を活用したモニタリングと、不適正な食品表示に関する情報収集を通じて、食品表示の適正化を推進します。

数値目標

項目	現状値（令和 7 年度）	目標値（令和 13 年度）
食品表示監視指導回数 （薬務衛生課、農産物マーケティング戦略課、 高知市保健所）	54 回	54 回以上
食品表示ウォッチャーの数 （農産物マーケティング戦略課）	20 名	20 名

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所、農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、水産業振興課、県民生活課

【食品表示に関する主な法律】

法律名	表示の目的	表示の対象	主な表示事項
食品表示法	食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に関し重要な役割を果たす食品表示について、適正な表示を行わせることによって一般消費者の利益の増進を図る。	食品関連事業者等が販売する全ての飲食物	・名称、原材料名、添加物、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、食品関連事業者名及び住所、製造者名及び製造所所在地、栄養成分の量及び熱量 ・アレルギー、特定保健用食品、機能性表示食品、遺伝子組換え食品、原料原産地名 等
健康増進法	健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等を禁止する。	食品の広告にあたるものすべて	許可された内容に対して定められた事項を表示する。
	栄養の改善や健康の増進を図り、保健の向上を図る。	病者用食品、妊産婦又は授乳婦用粉乳、乳児用調製乳、えん下困難者用食品など、特別の用途に適する旨の表示をするもの	
景品表示法	一般消費者を不当に誘引し一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する不当表示を規制する。	商品、容器の包装、チラシ、パンフレットなど商品の情報を表示しているもの	
計量法	計量の基準を定めて正確な計量の実施を確保する。	内容量の表示が必要な容器包装食品	・内容量、詰め込み者（販売者）の氏名又は名称及び住所
米トレーサビリティー法	米穀等の適正流通の確保及び一般消費者への産地情報の伝達	一般消費者向けに販売・提供される米及び米加工品	・産地（米加工品は原材料である米の産地）
医薬品医療機器等法	医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行う。	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等 （食品には、医薬品等と誤認されるような効能効果を表示・広告することはできません。）	

食品表示例

商品名 高知家クッキー

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉（国内製造）、マーガリン（乳成分・大豆を含む）、砂糖、鶏卵／香料
内容量	100 g
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、常温で保存
賞味期限	2027.12.31
製造者	高知家商店 代表者 黒潮太郎 高知県高知市丸ノ内 1-2-20

栄養成分表示 （1袋 100 g 当たり）	
熱量	522kcal
たんぱく質	5.7 g
脂質	27.6 g
炭水化物	62.6 g
食塩相当量	0.6 g

② 食品表示に関する普及啓発

現状と課題

- 食品関連事業者は、表示に関する全ての法令を正しく理解し、法令を遵守した適正な表示をすることが求められますが、関係法令が多岐にわたっていることや、頻繁に制度が改正されることから、適正な表示が出来ていないケースが見受けられます。
- 食品は、消費者の健康と生命に関わる商品であり、その表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源となります。そのため、適正な食品表示を推進することは、消費者の食に対する信頼を高めるうえでも、重要となります。
- 食品関連事業者に対する普及啓発を継続して行うとともに、表示を利活用する消費者に向けた普及啓発も必要です。

取組の方向

①：全担当課 ②③：農産物マーケティング戦略課 ④⑤：薬務衛生課、高知市保健所

- ① 消費者が安心して食品を購入できるように、食品表示関係部局及び関係機関等と連携しながら適正な食品表示を推進します。
- ② 食品表示に対する正しい理解を深め、適正な食品表示を推進するため、直販所等も含めた食品関連事業者を対象とするセミナー等を実施します。
- ③ 「食品表示ウォッチャー」に対する研修会を毎年実施し、食品表示制度の理解促進と、表示の適正化について県民と協働で取り組みます。
- ④ 消費者が自らの健康づくりに役立てるための食品選択の一助として、栄養成分表示、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品のそれぞれのルールに則った表示がなされるよう指導を行います。
- ⑤ 健康の保持増進効果等を標榜する食品について、健康増進法における誇大広告の禁止に抵触しないよう監視・指導を行います。

数値目標

項目	現状値（令和7年度）	目標値（令和13年度）
直販所や食品関連事業者を対象とした関係部局による食品表示研修回数 （農産物マーケティング戦略課）	6回	6回以上
食品関連事業者を対象とした食品表示に関する講習回数 （薬務衛生課、高知市保健所）	133回	150回以上
消費者を対象とした食品表示に関する講習回数 （薬務衛生課、高知市保健所）	30回	10回以上

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所、農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、水産業振興課、県民生活課

(2) 食品等のリコール情報の届出制度の周知及び運用

現状と課題

- 不良食品による健康被害の拡大を防止するため、食品衛生法及び食品表示法が改正され、食品等の自主回収（リコール）を行った場合に、リコール情報を行政に届け出ることが義務化されました。
- リコール情報を有効活用し情報提供や回収を迅速に行うには、事業者において、使用原材料や流通経路を追跡できる仕組み（トレーサビリティシステム）を構築することも重要です。

※ 届出のあったリコール情報は、食品衛生申請等システム（https://i2fas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do）から確認できます。

※ 事業者が食品等のリコール事案や回収状況を届け出る時には、食品衛生申請等システムの「食品等自主回収情報管理機能」（<https://i2fas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>）を利用または書面により、届出を行います。

取組の方向

- ① 事業者による食品等のリコール情報を確実に把握し、的確な指導や消費者への情報提供につなげることで、対象食品の喫食を防止し、健康被害を未然に防ぎます。
- ② 食品等のリコール情報の分析や改善指導を通じ、食品衛生法及び食品表示法違反の防止を図ります。
- ③ 講習会等の機会をとらえて、事業者及び消費者に対して制度の周知を行い、活用を促します。

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所

(3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供

現状と課題

- インターネットやマスメディア等を通じて、日々、食に関する情報が提供されていますが、中には特定の成分やリスクに偏った情報や、正確でない情報があり、食に対する不安が解消されない消費者も少なくありません。
- 消費者の食の安心につなげるためには、科学的根拠に基づく情報を収集し、分かりやすく提供することが求められます。

取組の方向

- ① 食品の安全性に関する情報（食品安全委員会が行う食品のリスク評価や、厚生労働省及び農林水産省によるリスク管理等）について、積極的に収集を行います。
- ② 収集した科学的根拠に基づく情報について、県民に分かりやすく提供していきます。

【担当課】全ての関係課

3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立

(1) 危機管理体制の強化

現状と課題

- 食品流通の広域化や輸入食品の増加に伴い、食品に関連する問題・事件も、より大規模化、複雑化する傾向があります。危機管理に関する各マニュアルの充実を図り、不測の事態に対応できるように備えておくとともに、危機事案発生時には関係機関と連携し、適切に対応できるような体制を整備しておく必要があります。
- 福島第一原子力発電所事故による食品の放射性物質汚染に対し、県民の食に対する不安を解消するため、継続して県内流通食品の放射性物質検査を行っています。
- 高病原性鳥インフルエンザが県内養鶏場で発生した場合に備え、毎年度、全庁的な人員配置体制を確立し、初動対応演習を実施しています。
- 令和4年9月に県内で野生いのししにおける豚熱感染が確認され、感染確認区域が県内全域に拡がりつつあります。豚熱に感染した野生いのししの肉を食べることで、人体に影響が出ることはありませんが、感染拡大防止のため「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づいて衛生管理が行われており、豚熱ウイルスに汚染された食肉が流通することはありません。
- 自然災害発生時の避難所等における食の安全・安心への備えも重要です。

取組の方向

①～③：全担当課 ④～⑥：薬務衛生課 ⑤：畜産振興課 ⑥：保健政策課

- ① 健康被害の発生時に迅速かつ的確な対応をするために、健康危機管理体制を常に確認し、平常時から情報収集や関係機関との情報交換・共有を行います。
- ② 危機事案が発生した時は、関係部局による緊急会議等により実務的な対応について検討するとともに、必要に応じて緊急食品検査を実施します。
- ③ 原子力発電所事故の発生に備え、平成30年5月に「高知県原子力災害避難等実施計画（ver.2）」が策定されました。県内における放射性物質汚染などの重大事故には、全庁的な対応を行います。
- ④ 大規模な食中毒の発生時や、輸入食品や広域流通食品による食品事故の発生時には、広域連携協議会や食品等のリコール情報を活用し、迅速に対応することで被害の拡大防止に努めます。
- ⑤ 野生いのししに対する平時の豚熱対策として、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況の確認と豚熱経口ワクチンの散布を行います。豚熱感染確認区域における野生いのししの利用については保健所や家畜保健衛生所が協力して、事業者からの相談対応・指導を行い、引き続き、豚熱ウイルスに汚染した食肉が流通することのないように取り組みます。
- ⑥ 南海トラフ地震発生に備え、避難所等における食中毒予防の啓発を行うとともに、地震発生時には、南海トラフ地震対策行動計画及び各関連計画・マニュアル等に基づき、食の安全・安心の確保のために行動します。

【担当課】全ての関係課

（２）食育の推進

【食生活】

現状と課題

- 県では、食を通じて豊かな人間性を育み、健全な食生活を営む力を養う食育を学校、保育所・幼稚園等、職場、地域が連携してあらゆるライフステージで総合的かつ計画的に推進するため、「高知県食育推進計画」（第１期：平成１９年度～平成２４年度、第２期：平成２５年度～平成２９年度、第３期：平成３０年度～令和５年度、**第４期：令和６年度～令和１１年度**）を策定しています。
- **スポーツ庁**「令和**７**年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、高知県の子どもの朝食摂取率は、小学**５**年生男子**82.6%**、女子**80.9%**、中学**２**年生男子**79.9%**、女子**71.7%**、県で実施した「令和**７**年度高知県体力・運動能力、生活実態等調査」では、高校**２**年生男子**71.7%**、女子**69.6%**となっています。将来の健康づくりのために自ら食品を**適切**に選択し、調理**することが**できる児童生徒の育成や、望ましい生活習慣の定着に向けた指導を継続して行う必要があります。

（参考）「令和**７**年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

全国 小学**５**年生：男子**82.5%** 女子**80.4%**

中学**２**年生：男子**81.9%** 女子**74.4%** ※高校生は調査なし

- 食生活においては、エネルギーや食塩等の過剰摂取、野菜の摂取不足等による栄養の偏りや、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られます。これらに起因する肥満や生活習慣病の予防は引き続き課題である一方、若い女性のやせや高齢者の低栄養の問題も指摘されています。このため、県民一人ひとりが元気なからだをつくり健康寿命を延ばすことができるよう、必要な知識や実践力を身につけ、健全な食生活の実現を目指す必要があります。
- 情報が社会に氾濫する中で、食に関する正しい情報を適切に選別し、活用する能力が必要となっています。
健康の保持増進のために、原材料や栄養成分、品質、食物アレルギーなどの表示から食品を選択することができる力を身につけられるよう、子どもの頃からの食育に取り組んでいく必要があります。

取組の方向

①②：全担当課 ③：保健政策課 ④幼保支援課 ⑤保健体育課

「高知県食育推進計画」に基づき、高知県の食育を計画的かつ総合的に推進するとともに、「食生活指針」の普及啓発に努めます。

- ① 市町村、家庭、学校、地域などが連携し、未来を担う子どもの食育や健康長寿を実現する食育を推進します。
- ② 食を育む環境づくりのため、市町村、食育関係団体、食品事業者等と連携し、ライフステージに応じた食育活動を展開し、健康的な食生活の普及啓発を行います。
- ③ 地域の食育推進活動の活性化のため、食生活改善推進員（ヘルスメイト）を育成するとともに、その活動を支援します。

- ④ 保育所・幼稚園等においては、日々の教育・保育や家庭支援を通じて、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の育成に努めます。
- ⑤ 学校では、栄養教諭などを中心として学校給食を「生きた教材」として活用し、給食や教科等の時間に行う食に関する指導を通して、子どもたちが生きる力や感謝の気持ちなどを育み、望ましい食習慣を身に付けることができるように、学校教育活動全体で食育を推進します。また、学校給食における地場産物の活用を推進し、地域の食材や郷土料理への理解を深めるとともに、これらを定期的に使用できる体制づくりを推進します。

数値目標

項目	現状値（令和 7 年度）	目標値（令和 13 年度）
食育に関心を持っている県民の割合 （保健政策課）	（令和 4 年度）*1 58.9%（全国 79.6%）	（令和 11 年度）*2 全国平均値以上
朝食を毎日食べる児童生徒の割合 （保健体育課）	（男子）（女子）*3 小学生 82.6%、80.9% 中学生 79.9%、71.7% 高校生 71.7%、69.6%	（令和 11 年度）*2 小学生全国平均値以上 中学生全国平均値以上 高校生 80%以上
学校給食における地場産物の活用(金額ベース) （保健体育課）	58.0% *4	（令和 11 年度）*2 60.0%

*1 令和 4 年高知県県民健康・栄養調査結果

*2 第 4 期高知県食育推進計画（令和 6～11 年度）における目標値

*3 小学生、中学生：令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（スポーツ庁）
高校生：令和 7 年度高知県体力・運動能力、生活実態等調査結果（保健体育課）

*4 令和 7 年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査結果（保健体育課）

【担当課】保健政策課、幼保支援課、保健体育課

【地産地消】

現状と課題

- 地産地消の取組は、県民の農林水産業や食品に対する理解と関心を深めるとともに、地域食材の活用や食文化の伝承など食生活の質の向上や地域の活性化にもつながる有効な手段の一つとなっています。引き続き、地産地消の促進に向けて、市町村や関係団体とも連携しつつ、取組を進めていく必要があります。

取組の方向

- ① 「地産地消応援の店」(※1)の拡大を図るなど、県民や飲食店等との協働により、地産地消を推進します。
- ② 「土佐の料理传承人」(※2)による伝承講座を通じて、郷土料理の伝承に取り組めます。

※1 「地産地消応援の店」：県産農林水産物を積極的に生産・販売・活用している事業者・団体を県で登録

※2 「土佐の料理传承人」：県内の各地域で郷土料理について卓越した知識・技術等を有し、伝承活動等に取り組んでいただく方を県で選定



伝承講座



伝承料理（皿鉢）

数値目標

項目	現状値（令和7年度）	目標値（令和13年度）
土佐の料理传承人（組織及び個人）による郷土料理伝承講座	4回/年	3回/年

【担当課】農産物マーケティング戦略課

（３）食の安全・安心に取り組む農林水産物のPR及び支援

【農産物】

現状と課題

- 安全・安心な農産物生産のために、天敵、環境制御技術、さらに微生物農薬などの利用を通じて、化学合成農薬の使用量の低減など環境に配慮した農業技術の普及・定着に取り組んでいます。
- こだわりを持って生産された青果物を農業団体などが認証し、他の農産物と区分しての販売がなされています。また、農業団体が独自に自主的な残留農薬分析を行うなど、安心な青果物の供給確保を図っています。
- 直販所は、安全・安心・新鮮な地域食材を入手できる県民生活に密着した場となっています。近年の食の安全・安心に対する関心の高まりなどをうけ、より消費者ニーズを反映した店舗運営が求められています。

取組の方向

①④：環境農業推進課 ②③：農産物マーケティング戦略課 ⑤工業振興課

- ① 安全な農産物の生産を通じて、消費者の安心感をより高めるために、環境に配慮した農業技術の開発、普及、定着への取組をさらに進めます。
- ② 県内外に向けてメディアやSNSを活用したPRや販促活動、消費地との交流等を継続し、環境保全型農業に取り組む「園芸王国高知」を広く消費者にアピールし、県産農産物のブランド力の向上や販売拡大につなげます。
- ③ 消費者が新鮮な地域食材を身近に入手できる場である直販所の安全・安心を徹底させるため、「安心係」(※)養成講習会を毎年開催します。
- ④ 直販所に供給する農産物の少量多品目生産などへの支援を行います。
- ⑤ 安全・安心な地域食材を利用した商品に対する技術的な側面からのサポートを行います。

※ 「安心係」：県の『農林水産物直販所「安心係」養成講習会』を受講した方で、直販活動において食の安全・安心を推進し、生産者と消費者の信頼を結ぶ役割を担う



安心係養成講習会

数値目標

項 目	現状値(令和 7 年度)	目標値(令和 13 年度)
県内における農林水産物直販所への「安心係」配置割合 (農産物マーケティング戦略課)	91.1%	100%

【担当課】農産物マーケティング戦略課、環境農業推進課、工業振興課

【水産物】

現状と課題

- 水産物の品質・安全性及び価値の向上のために、鮮度保持技術の普及を実施しています。

取組の方向

①：水産政策課、水産業振興課 ②：工業振興課

- ① 安全・安心で高鮮度な水産物を提供できるよう鮮度保持及び衛生管理技術の普及、水産物の価値向上の支援を進めていきます。
- ② 安全・安心な地域食材を利用した商品に対する技術的な側面からのサポートを行います。

【担当課】水産政策課、水産業振興課、工業振興課

(4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解

現状と課題

- 食の安全・安心については、消費者、食品関連事業者、行政等それぞれの立場はもとより、生活環境、知識、経験などにより認識が異なるため、情報を共有し、共通の理解を得るよう努めることが重要です。
- 県及び高知市は、食に関わる関係者間の相互理解を図るため、食の安全・安心推進審議会や意見交換会など様々なリスクコミュニケーションを実施しています。
- 食に関する正しい知識の習得や相互理解への取組をすすめ、信頼関係の確立を目指すことが必要です。
- 県民からの意見を、今後の取組に反映させていくことが重要です。

取組の方向

- ① 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解を促進するため、意見交換会等によるリスクコミュニケーションを推進します。
- ② 生産・製造・加工・流通における取組紹介や現場見学、生産者・事業者との意見交換等を通して、食の安全に関する理解促進を図ります。
- ③ 食の安全に関する情報や取組を積極的に広報し、また、食に関する相談窓口で広く意見・質問を聴くことにより、食の安心につなげる取組をすすめます。



食中毒を正しく理解して、
衛生的な手洗いしよう！



高知県イメージキャラクター
くろしおくん



高知市保健所キャラクター
ホケちゃん

リスクコミュニケーション

数値目標

項 目	現状値(令和7年度)	目標値(令和13年度)
意見交換会(リスクコミュニケーション)の開催 (薬務衛生課、高知市保健所)	7回	5回以上

【担当課】全ての関係課

（５）関係機関や関係団体等との連携及び協働

現状と課題

- 食品流通の広域化に伴い、食品の事件・事故発生時には被害の拡大化・広域化につながりやすくなっています。被害拡大の防止と同様事件の再発防止のため、国や関係自治体との連携による情報共有が求められます。
- 食の安全・安心を確保するために、消費者や食品関連事業者で構成される各種団体との連携を図っていますが、より一層の協働した取組が必要です。

取組の方向

- ① 食品安全に関する全国会議やブロック会議等により、他の自治体との連携強化を図ります。
- ② 食の安全・安心の確保に関する施策を充実させるために、国との連携を図るとともに、必要に応じて国への提案要求を行います。
- ③ 食の安全・安心に関係する各種団体との連携を強化し、協働して取組を推進していきます。

【担当課】 全ての関係課

相 談 窓 口

食品の一般相談窓口

機 関	住 所	電話番号
安芸福祉保健所	安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎	0887-34-3173
中央東福祉保健所	香美市土佐山田町山田 1128-1	0887-53-3190
中央西福祉保健所	高岡郡佐川町甲 1243-4	0889-22-2588
須崎福祉保健所	須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎	0889-42-1999
幡多福祉保健所	四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎	0880-34-5119
高知市保健所	高知市丸ノ内 1-7-45 総合あんしんセンター	088-822-0588
高知県立 消費生活センター	高知市旭町 3 丁目 115 こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-824-0999
高知県薬務衛生課	高知市丸ノ内 1-2-20 高知県庁	088-823-9672

食の安全・安心に関する関係各課

部 課 名		電話番号	担当業務
高知県	総合企画部 中山間地域対策課	088-823-9039	ジビエ利用促進
	健康政策部 保健政策課	088-823-9648	食育推進
	〃 薬務衛生課	088-823-9672	食品衛生、食品表示（衛生・保健事項）※高知市を除く
	文化生活部 県民生活課	088-823-9653	食品表示（景品表示法）、消費生活
	産業振興推進部 地産地消・外商課	088-823-9704	生産管理高度化支援
	商工労働部 工業振興課	088-823-9691	農林水産物の PR、技術支援
	農業振興部 環境農業推進課	088-821-4861	農業、環境保全型農業
	〃 農産物マーケティング戦略課	088-821-4541	食品表示（品質事項）、米トレーサビリティ、直販所
	〃 畜産振興課	088-821-4553	動物用医薬品、BSE 検査、食品表示（品質事項）
	林業振興・環境部 木材産業振興課	088-821-4591	特用林産物の生産支援
	水産振興部 水産政策課	088-821-4825	水産物産地市場の衛生管理
	〃 水産業振興課	088-821-4829	貝毒検査、水産用医薬品、
		088-821-4552	水産物の PR 及び支援、食品表示（品質事項）
	土木部 公園上下水道課	088-823-9349	飲用水
	教育委員会事務局 幼保支援課	088-821-4889	食育推進
	〃 保健体育課	088-821-4928	食育推進
高知市	生活食品課	088-822-0588	食品衛生、食品表示（衛生・保健事項）

第 5 次高知県食の安全・安心推進計画

令和 9 年〇月策定

発 行 高知県

お問合せ先

高知県健康政策部 薬務衛生課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1-2-20